

「地域における障害者スポーツの普及促進について」概要

平成28年3月31日 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等

- 障害者スポーツは、障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、仲間との交流やコミュニケーションが深められるよう、障害の種類や程度に応じたクラス分け、ルールや用具を変更・考案して実施するところに特徴。スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性。
- 障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献。
- 現状は、障害者の週1回以上のスポーツ実施率18.2%（成人一般40.4%）。障害者スポーツを推進する団体や組織は脆弱。
- 障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会等が中核となり、連携・共同体制を構築し、人材や資源を十分に活用しつつ推進。
- 世論調査において2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で最も期待される効果は「障害者への理解の向上」であり、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが重要。

障害者スポーツの普及促進に関する取組方策

1 障害児のスポーツ活動の推進

- 学校長のリーダーシップにより学校の障害児のスポーツ環境を充実
- 障害児が早期にパラリンピアン等と接し「知る」ことが重要
- 障害児の発達段階に応じた障害者スポーツ用具の設置
- 初任者研修・免許状更新講習等の機会に現職教員に理解を促進
- 障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムの研究開発
- 障害者スポーツ指導者の派遣等による特別支援学校等の体育・運動部活動の充実

2 障害者のスポーツ活動の推進

- 社会福祉関係団体等と連携したスポーツ未参画者や中途障害者への支援
- 福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の拡大
- スポーツ施設に来ることが困難な障害者がスポーツに関心を持ち親しむためのアウトリーチに係る取組の充実
- 障害者スポーツ用具は高価なものが多く、地域のスポーツ施設や障害者福祉施設などに設置されるよう支援
- スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備を図るための施設管理者の理解啓発
- 特別支援学校等を活用し、放課後や休日に在校生、卒業生、地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組を普及、利用促進方策の検討（休日の校舎管理、車いすの使用等）
- 障害者スポーツ指導者の養成拡充（教員、スポーツ推進委員、行政職員等を対象）、現職の指導者の研修充実、障害者スポーツ経験者に対する指導者養成システムの構築
- 障害者スポーツ指導者の活動の場の充実、関係団体間の情報共有や連携協力の推進
- 様々な機会を活用した有望な選手の発掘

3 障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進

- 学校教育におけるスポーツを通じた障害のある子供とない子供の交流・共同学習の推進
- 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進
- 障害者と障害のない人が一緒に楽しめる場を創る人材（コーディネーター）の養成・確保、障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発

4 障害者スポーツに対する理解促進

- 様々な障害者スポーツ大会の開催、体験イベント等の実施やハンドブックの配布等の運営の工夫
- 障害者自身が主体的・積極的に障害者スポーツの魅力を発信
- 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱く相互作用を意識
- 障害のない人の大会に障害者の大会を組み込む工夫
- マスメディアによる報道の充実、地元メディアと連携した地方独自の情報発信
- 障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実
- 「全国障害者スポーツ大会」の開催内容の見直しや充実

5 障害者スポーツの推進体制の整備等

- 関係団体間の連携・協働組織の常設化、地方公共団体における障害者スポーツの所管の一元化も含めた障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制の整備
- 実践の場において、組織間を連携調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター（仮称）」等の人材の養成・活用
- 地方公共団体へ専門家を派遣して先進事例やノウハウ提供等の支援を行う仕組みの構築
- ガバナンス強化や組織基盤の強化をはじめとする障害者スポーツ団体の体制整備
- 障害者自らのボランティアへの参画も含めた、障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保
- 障害者スポーツに関する研究開発の推進